

(案)

「第 2 期復興・創生期間までの復興施策の総括に関する
ワーキンググループ」の開催について

令和 6 年 3 月 8 日
復興推進委員会決定

1. 令和 7 年度に「第 2 期復興・創生期間」が終了することから、令和 8 年度以降、復興庁設置期間内における復興施策の検討に資するため、東日本大震災の発災からこれまでに実施された復興施策の総括を行うべく、復興推進委員会の下に、「第 2 期復興・創生期間までの復興施策の総括に関するワーキンググループ」(以下「ワーキンググループ」という。)を開催する。
2. ワーキンググループの構成員は、優れた識見を有する者のうちから復興推進委員会の委員長が選任する。
3. ワーキンググループに座長を置き、構成員の互選により選出する。座長はワーキンググループの議事を統括する。
4. 座長が不在のときは、座長の指名する構成員がその職務を代行する。
5. 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に出席を求めることができる。
6. ワーキンググループの庶務は、復興庁に置かれる統括官が処理する。
7. 前各項に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。